

風間浦村一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

令和5年3月

風間浦村

風間浦村一般廃棄物処理基本計画

目 次

第1章 計画の条件

1. 計画の位置付け	1
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における位置づけ	1
(2) 一般廃棄物処理計画の構成	1
2. 計画策定方針	2
3. 計画の目標	2
4. 計画対象区域	2
5. 計画の範囲	2
6. 計画目標年次	3

第2章 計画地域の概況

1. 計画地域	5
(1) 位 置	5
(2) 規 模	6
2. 地 勢	6
3. 気 象	6
4. 水 系	8
5. 人 口	9
(1) 人口推移	9
6. 産 業	9
(1) 産業構造	9
7. 交 通	11
(1) 道 路	11
(2) 自動車保有台数	12

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の概況	13
(1) 運営体制	13

(2) 処理・処分方法	14
2. ごみの種類別排出量	15
(1) ごみ総排出量	16
(2) 収集運搬ごみ量	17
(3) 生活系ごみ量	20
(4) 事業系ごみ量	20
(5) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	21
(6) ごみ処理経費	22
(7) ごみ発生量のまとめ	23
3. 処理の現況	24
(1) 処理の方法	24
(2) 処理量	25
(3) 処理施設の状況	25
4. 減量化・資源化の現況	25
5. 将来計画の課題	26
(1) 収集運搬	26
(2) 中間処理	27
(3) 最終処分	27
(4) 減量化・資源化	27

第4章 ごみ処理基本計画

1. 計画処理量の設定	29
2. ごみ処理対象人口の予測	30
3. ごみ排出量の予測	32
4. 総資源化量の排出予測及びリサイクル率の予測	34
(1) 総資源化量	34
(2) リサイクル率	35
5. 削減に向けた目標	35
6. 排出抑制計画	36
(1) 検討施策	36
(2) 計画推進体制	36
7. 処理計画	37
(1) ごみ処理の基本方針	37
(2) 収集運搬計画	37
(3) 中間処理計画	38

(4) 最終処分計画	38
------------	----

第5章 地域環境保全計画

1. 地域美化計画	39
(1) 未然防止対策	39
(2) 回収容器の設置	39
(3) 清掃活動	39
2. 広報・啓発活動	40
3. 情報管理計画	40

第1章

計画条件

第1章 計画条件

1. 計画の位置付け

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における位置付け

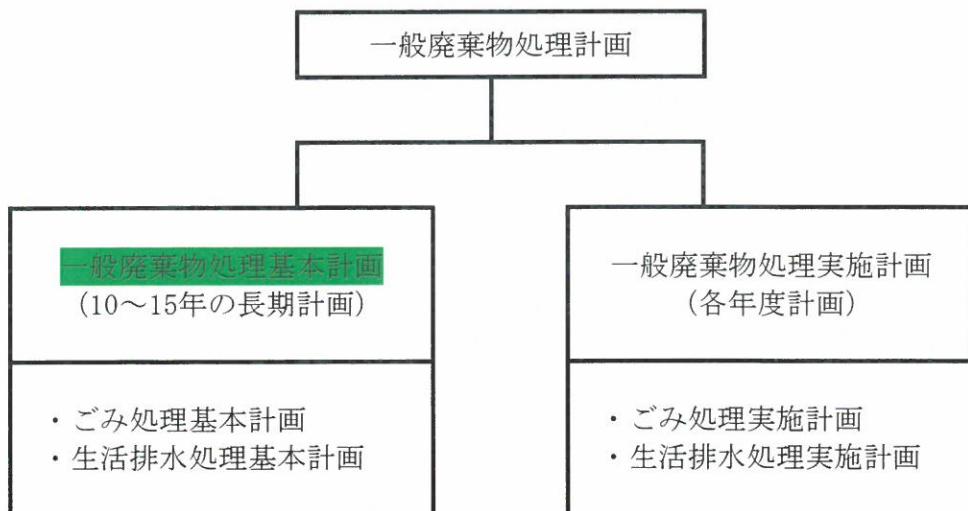
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に、“一般廃棄物処理計画”として“市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない”とされている。

(2) 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）によって構成されている。

本計画は、一般廃棄物のごみの処理についての基本方針となる「ごみ処理基本計画」である。

一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の関係を図 1.1.1 に示す。



2. 計画策定方針

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村が、長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めるものである。

「一般廃棄物等処理基本計画」(以下「基本計画」という。)は、風間浦村(以下「本村」という。)が、長期的な視点に立って一般廃棄物等の計画的処理の推進を図るための基本方針とするものである。本村から排出される一般廃棄物の適正な処理に重点を置き、一般廃棄物の排出の抑制及び減量に努め、必要な基本的事項や一般廃棄物処理体系確立のための基本的施策を示すことを目的に策定するものである。

基本計画の策定に当たっては、第2次青森県循環型社会形成推進計画(平成23年3月策定)及び構成市町村の長期総合計画等との整合性を図ることとする。

3. 計画の目標

現在のごみ処理状況は、人口の減少に伴いごみ量自体は減少傾向にあるが、一般車両の搬入台数増加により適正なごみ処理が難しい状況にまで陥っている現状である。

またライフスタイルの変化や経済活動の影響により、容器包装の発生量の増加、リサイクル可能なごみ種の増加など様々な種類のごみが大量に排出され、その適正な処理が困難な状況も発生している。

生活環境を保全する上で、支障が生じないよう迅速かつ適正に処分することが必要であるが、それと同時に構成市町村民それぞれの意識として一般廃棄物自体の排出抑制に努め、リサイクル可能な「物」は極力リサイクルを行っていく必要がある。

一般廃棄物の排出抑制、減量化・資源化及び再生利用の推進を図り、排出する際には排出するルールを順守すること又そのルールの周知徹底に努めることが、これから的一般廃棄物処理事業にとって重要な課題である。

そこで、本基本計画は、本村に一般廃棄物の処理に関心を持つてもらい、長期的な視点に立って、具体的な施策を常として持続可能な社会を実現すること目標とする。

4. 計画対象区域

本基本計画の計画対象区域は、風間浦村全域とする。

5. 計画の範囲

本基本計画は、一般廃棄物及び市町村の条例等により一般廃棄物に準ずるものとして明確にその処理が位置づけられ、分別収集等の区分に応じて排出された廃棄物の処理を対象とする。

6. 計画目標年次

本計画は長期的展望に立った計画であり、また、諸指針において基本計画は、令和5年度から令和14年度までとする。なお、基本計画は、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととする。

第2章

計画地域の概況

第2章 計画地域の概況

1. 計画地域

(1) 位置

計画地域（以下「本地域」と称す。）は、本州最北端の下北半島に位置している。

本地域の位置図を図2.1.1に示す。

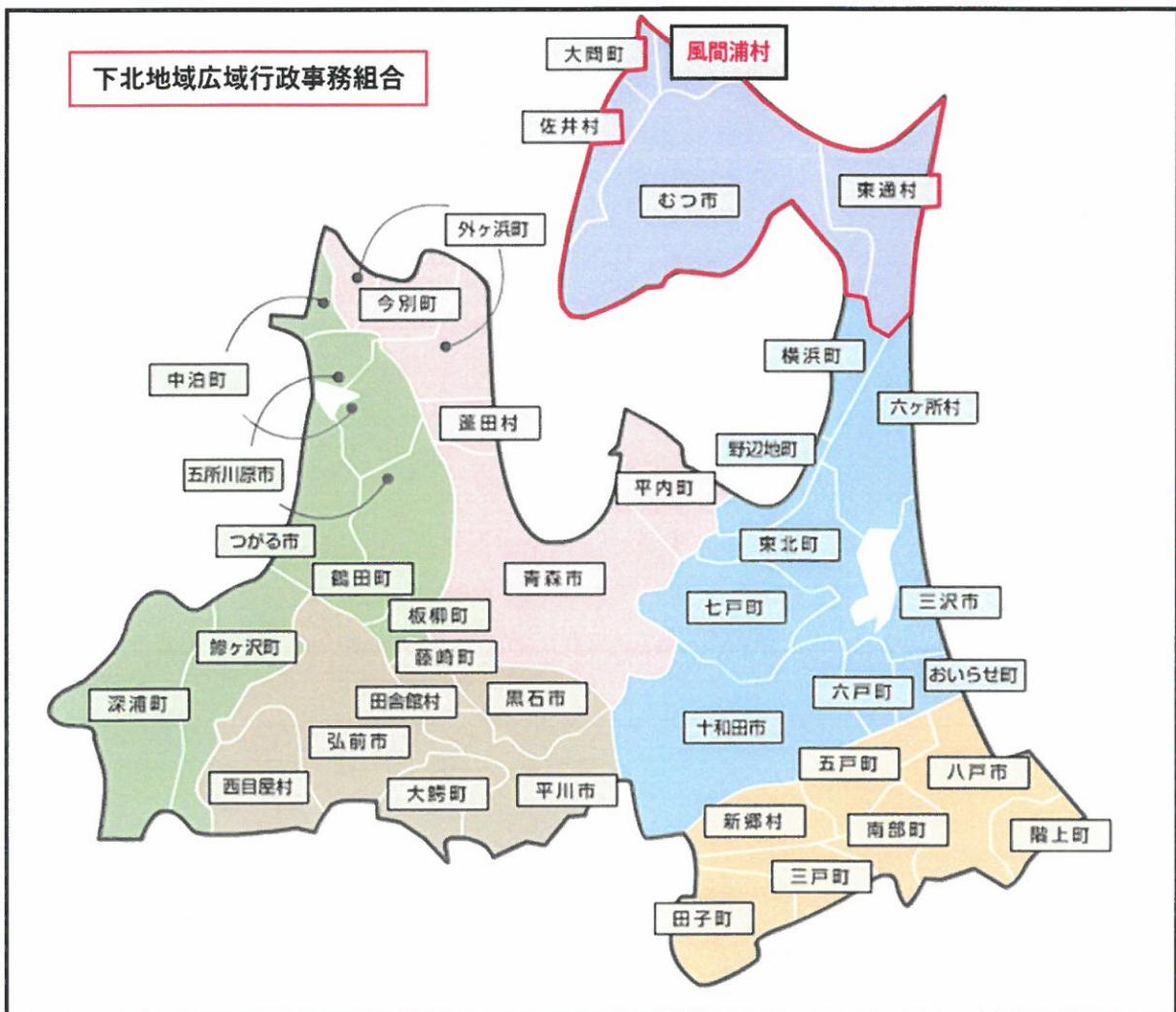


図2.1.1 本計画地域の位置図

(2) 規 模

本地域の規模を表 2.1.2 に示す。

本地域の総面積は 69.60km²で、下北圏域の総面積の約 5 %を占めている。

本地域の総人口は、令和 2 年の国勢調査によると 1,636 人であり下北圏域の総人口の約 2 %にあたる。各市町村の人口については「5. 人口」で詳述する。

また、本地域の人口密度は 23.5 人/km²である。下北圏域の各市町村の人口密度は大間町が最も高く 90.6 人/km²、佐井村が最も低くて 13.2 人/km²である。

表 2.1.2 本地域の規模

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
風間浦村	69.6	1,636	23.5
青森県	9645.6	1,237,984	128.3

資料：令和 2 年国勢調査

2. 地 勢

本地域は、北緯 41 度 29 分、東経 141 度 00 分、本州最北端の下北半島の西北端に位置する。東にむつ市大畠、西に大間町と隣接し、北には津軽海峡に面し、海岸線は延長 20 km に及び、これに平行して国道が走り、4 集落が点在している。

地域の大部分は、山地によって占められ、津軽海峡に臨むため平坦な台地は少ない。

3. 気 象

本地域の気象は、春から夏にかけて寒冷な偏西風が吹き、海岸に特有な濃霧が発生するため、気温が低くなること、冬は比較的雪は少ないが、北西の季節風が吹き、寒冷酷烈を極めること、そして年平均約 30 日は太陽の光に浴しないことである。

令和 3 年の気象概要を表 2.3.1 に示す。観測は風間浦村消防分署による測定によるものである。

本地域の年平均気温は 10.6°C、年間降水量は 1,107 mm 程度である。

表 2.3.1 気象の概要(令和3年 易国間地区風間浦村消防分署データ) (その1)

月	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大	
						風速	風向
1	1.3	7.1	-4.7	83	3.9	11.9	西南西
2	1.2	10.0	-6.1	59	4.2	14.3	西南西
3	4.9	14.6	-2.0	91	4.2	17.0	西南西
4	7.2	18.0	-1.3	124	4.5	12.9	西南西
5	12.0	21.4	5.7	68	4.2	12.4	南西
6	16.5	23.8	9.3	84	3.1	9.7	南西
7	19.0	27.3	12.9	120	2.7	8.0	南西
8	22.8	30.5	15.5	169	3.6	14.7	西南西
9	20.3	30.3	12.2	143	3.0	11.4	東北東
10	14.3	22.3	5.7	73	3.5	14.2	西
11	8.8	20.5	1.7	62	4.9	13.3	西
12	-0.8	5.6	-6.0	31	2.9	12.6	西
年	10.6	19.2	3.5	1,107	3.7	12.7	

4. 水 系

本地域の代表河川を図 2.4.1 に示す。

易国間川は、本地域南部の大石八森付近を源として北流し、八森沢、大石沢、滝ノ沢、小川目沢の各支流を併せ、易国間より津軽海峡にそいでいる。この川は本地域では最大のものであり、全長約 10 km である。その他、目滝川等が津軽海峡にそいでいる。

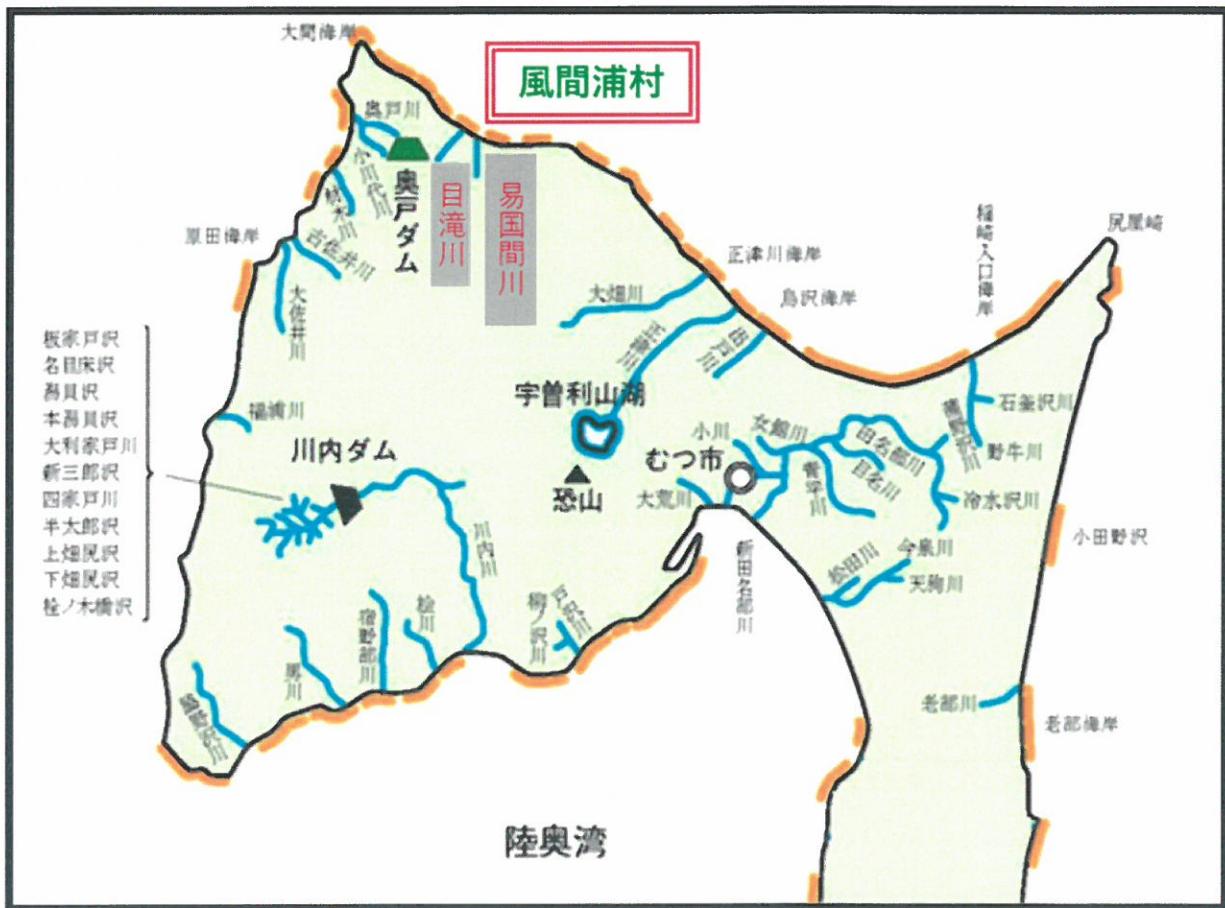


図 2.4.1 河川位置図

5. 人 口

(1) 人口推移

本地域の過去5年間の人口推移を表2.5.1に示す。

令和2年度の本地域の人口は1,833人であり、平成28年度以降減少傾向にある。

また令和2年度の人口は平成28年度と比較すると12%、251人が減少している。

本地域の人口推移を図2.5.1に示す。

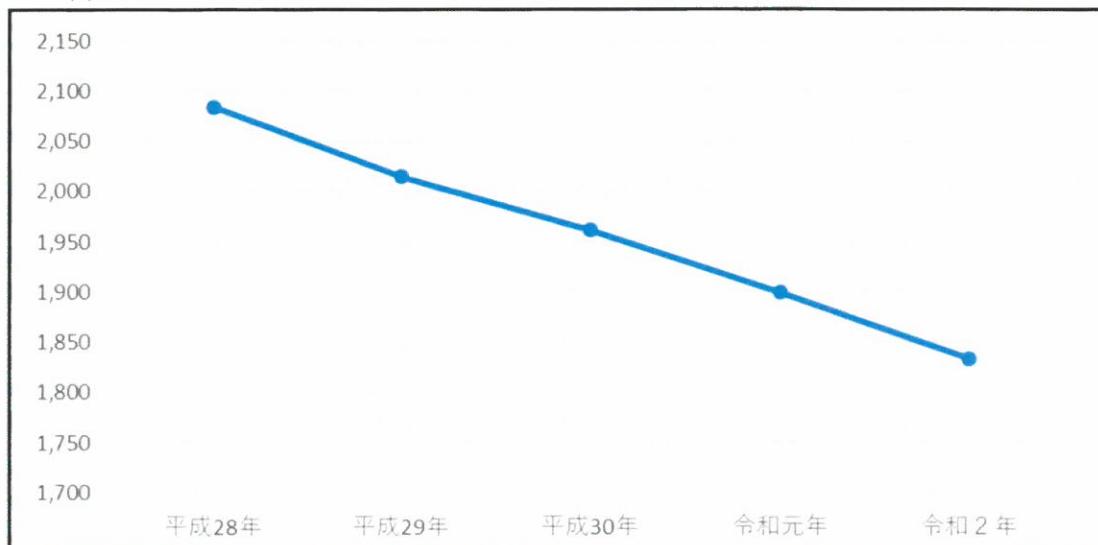
表2.5.1 本地域の人口推移

(単位：人)

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
地域人口	2,084	2,015	1,961	1,899	1,833

資料：村民基本台帳(4月1日時点)より

単位：人



6. 产 業

(1) 産業構造

平成27年の国勢調査による産業別就業者数を表2.6.1に示す。

本地域の就業者数は955人であり、第1次産業人口が199人、第2次産業人口が208人、第3次産業人口が547人となっている。それぞれの占める割合は第1次産業が20.9%、第2次産業が21.8%、第3次産業が57.3%である。

本地域では第3次産業に属する人口が過半数を超えており、第1次産業人口と比較すると約2.7倍の差がある。

また、第1次産業人口は平成22年の割合が17.9%を示していたが、平成27年では増加している。

表2.6.1 産業分類別就業者数

	総就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
就業者数 (人)	955	199	208	547	1
構成比 (%)	100.0	20.8	21.8	57.3	0.1

資料：平成27年 国勢調査

① 産業別総生産

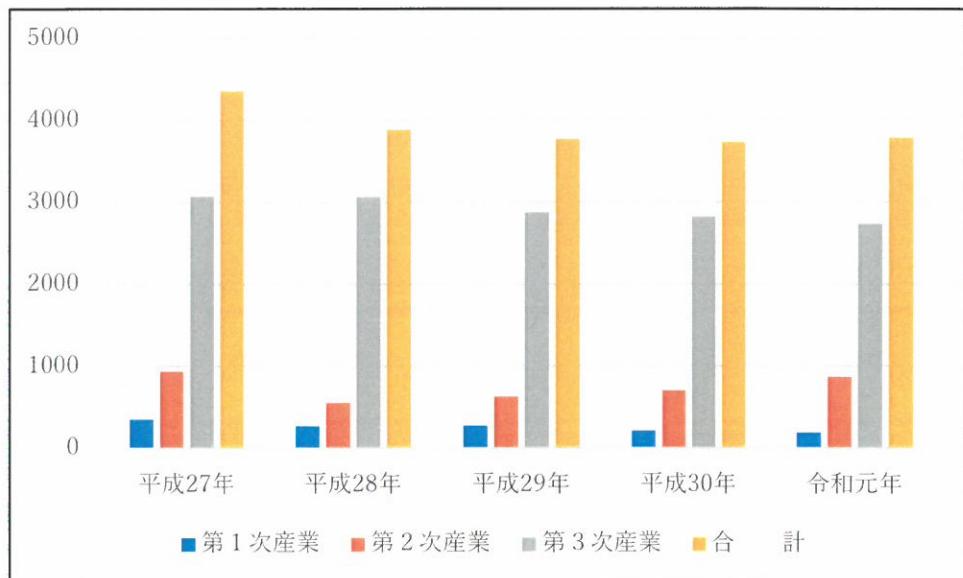
本地域の総生産額は平成29年から横ばいにあり、産業別では第1次産業及び第3次産業が減少にあり、第2次産業でも微減となっており、表2.6.2に示すとおり、全体的に産業は縮小傾向にある。

表2.6.2 風間浦村産業別純生産

(単位：百万円)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
平成27年	351	936	3,069	4,356
平成28年	269	555	3,061	3,885
平成29年	272	627	2,874	3,773
平成30年	212	700	2,820	3,732
令和元年	187	867	2,735	3,789

資料：市町村民経済計算



7. 交 通

(1) 道 路

本地域には、野辺地から陸奥湾沿いを北上する国道 279 号線が通っている。

佐井村～むつ市を往復する下北交通バスがあり、大間町及びむつ市を生活圏の一部とする村民が多い。

本地域の主要道路は図 2. 7. 1 に示す。



図 2.7.1 本地域の主要道路

(2) 自動車保有台数

大気汚染などの影響が大きい自動車の本地域の保有台数は 1,244 台であり、このうち乗用車と軽自動車の保有台数は 1,131 台で、就業者 955 人 84% の充当率である。

本地域の自動車保有車両数を表 2. 7. 2 に示す。

表 2.7.2 自動車保有車両数

(単位 : 台)

合 計	貨 物	乗 合	乗 用	軽自動車	小型二輪	特種 (殊)
1,244	46	5	553	578	16	46

資料 : 東北運輸局(令和 4 年 3 月 31 日現在)

第3章

ごみ処理の現状と課題

第3章 ごみ処理の現状と課題

本章においては、本地域内のごみ処理の現状を調査し課題を抽出する。

1. ごみ処理の概況

平成13年に下北地域全域を対象としてごみ処理施設の建設に着工し、平成15年に完成。そして平成15年度から一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」でごみ処理を開始、それに伴い、ごみ処理については下北地域広域行政事務組合の業務となった。施設規模は140t/24h(70t/24h×2炉)で全連続式ガス化改質方式である。

(1) 運営体制

① 収集・運搬

住民から排出されたごみの収集・運搬は、委託により行われている。

② 中間処理施設及び最終処分施設の運営

中間処理施設については一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」があり、管理は下北地域広域行政事務組合、処理また、最終処分施設の管理運営については委託で行われている。

③ 収集方法

本地域の収集回数を表3.1.1に示す。

可燃ごみの収集回数は週に3回、不燃ごみの収集回数は月に1回である。

粗大ごみは月に1回で、要請があった場合に随時収集する。

資源ごみは月に8回である。

有害ごみは収集場所を確認次第、都度回収する。

表3.1.1 収集回数

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ
3回/週	1回/月	1回/月	8回/月	—

(2) 処理方法

下北広域地域行政事務組合の一般廃棄物処理施設で次に掲げる処理を行っている。

可燃ごみは全量溶融処理している。

不燃ごみはリサイクルプラザで手選別され、金属くず以外は溶融処理している。

粗大ごみは可燃系と不燃系で分けられ、可燃系については切断処理して溶融処理、不燃系については破碎処理して、金属くず以外は溶融処理している。

また資源ごみについては、プラスチック製容器包装（白色トレイ）、ペットボトル、びん（無色、茶色、その他）に分別して搬入されるものについては容器包装リサイクル協会を通して再商品化事業者へと処理を委託している。

乾電池・蛍光管などの有害ごみは処理業者へ委託処理を行っている。

本地域で排出されるごみは、最終的にすべて資源化される。

2. ごみの種類別排出量

本地域の各市町村のごみ総排出量を、各種ごみ量内訳、収集運搬・直接搬入、生活系・事業系に分けて表3.2.1～3.2.3に示す。

また、それぞれの排出傾向を以下に詳述する。

表3.2.1 各種ごみ量内訳

(単位:t／年)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
可燃ごみ	572	570	561	546	513
不燃ごみ	19	21	21	24	27
資源ごみ	62	60	56	55	50
粗大ごみ	19	37	18	38	39
その他	1	1	1	1	1
合計	673	689	657	664	630

表3.2.2 収集運搬・直接搬入ごみ量

(単位:t／年)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
収集運搬	658	652	637	632	587
直接搬入	15	37	20	32	43
合計	673	689	657	664	630

表3.2.3 生活系・事業系ごみ量

(単位:t／年)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
生活系	667	681	648	655	605
事業系	6	8	9	9	25
合計	673	689	657	664	630

(1) ごみ総排出量

ごみ排出実績：年間排出量 630 t 1日平均 1.7 t (令和3年度)
ごみ排出傾向：平成29年度から、ほぼ横ばいである。

① 排出傾向

令和3年度のごみ総排出量は 630 t であり、1日平均では約 1.7 t である。

平成29年度から令和3年度までの過去5年間に排出されたごみ総排出量の傾向は、横ばいである。

最も排出量の多い平成30年度と少ない令和3年度を比較してみると、59 t が減少している。

これは不燃ごみが適正なルートにより処理され始めたせいではないかと考えられる。産業廃棄物が一般廃棄物として搬入されたり、資源ごみがきちんとした分別をされていないがために不燃ごみとして搬入されたりしたケースが考えられる。

② 本地域の排出傾向

本地域の過去5年間安定した排出量となっている。ごみ総排出量を表3.2.4に示す。

(単位：t/年)

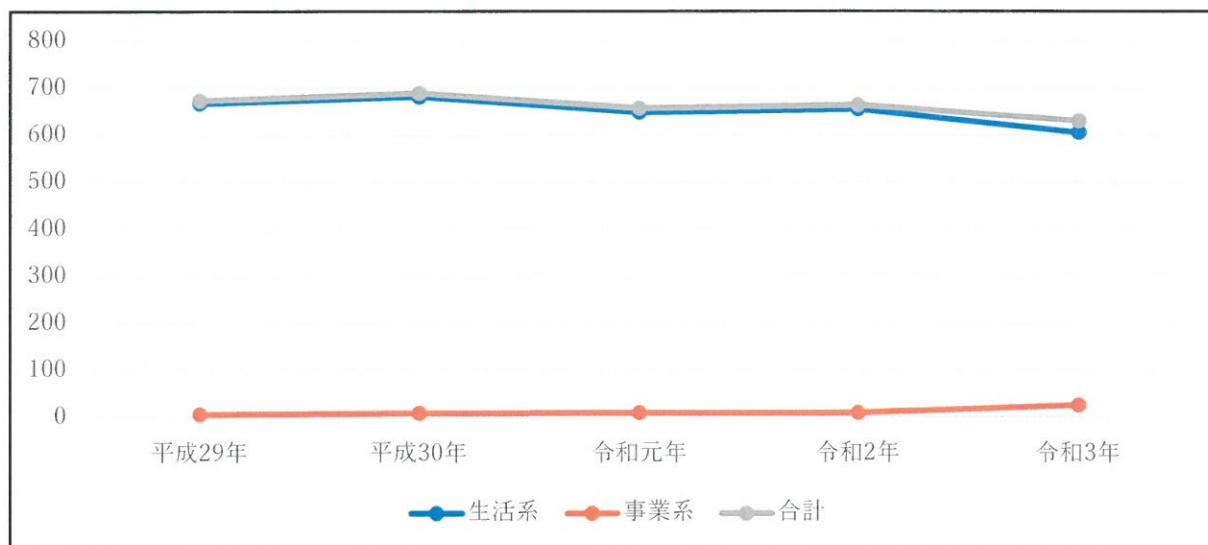


図 3.2.4 ごみ総排出量

(2) 収集運搬ごみ量

① 排出傾向

令和3年度に排出された収集運搬ごみ量は587tであり、1日平均では約1.6tである。

平成29年度から令和3年度まで過去5年間に排出された収集運搬ごみ量の傾向は、減少している。

過去5年間では、平成29年度の排出量が最も多くなっており、令和3年度と比較すると71tが減少している。

また、ごみ総排出量に対する収集運搬ごみの割合は約95%である。

過去5年間の収集運搬ごみ量を図3.2.5に示す。

(単位:t/年)

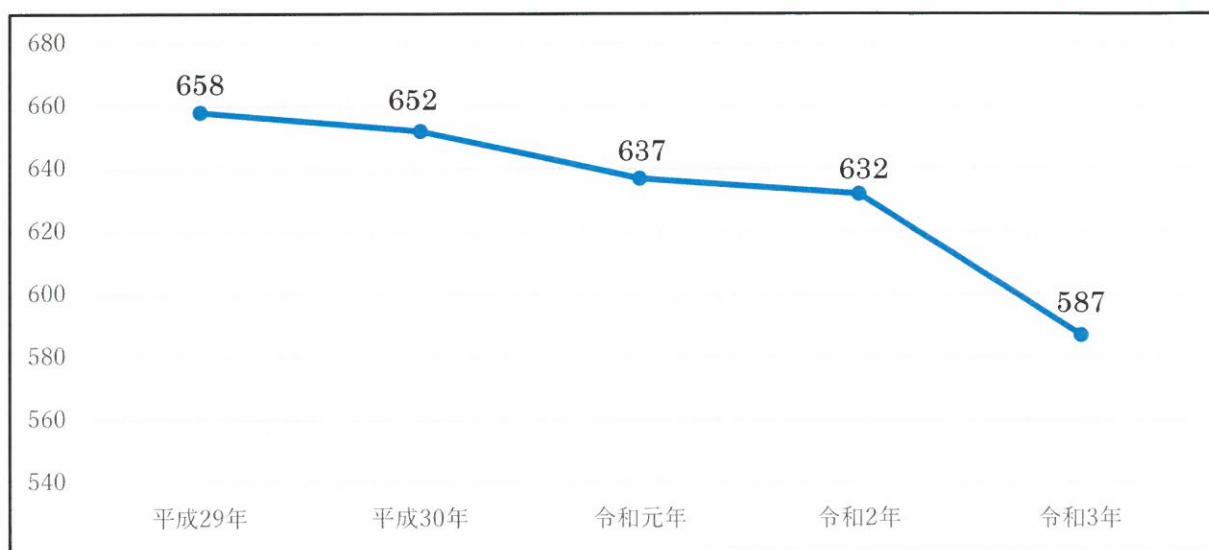


図3.2.5 収集運搬ごみ量

(3) 直接搬入ごみ量

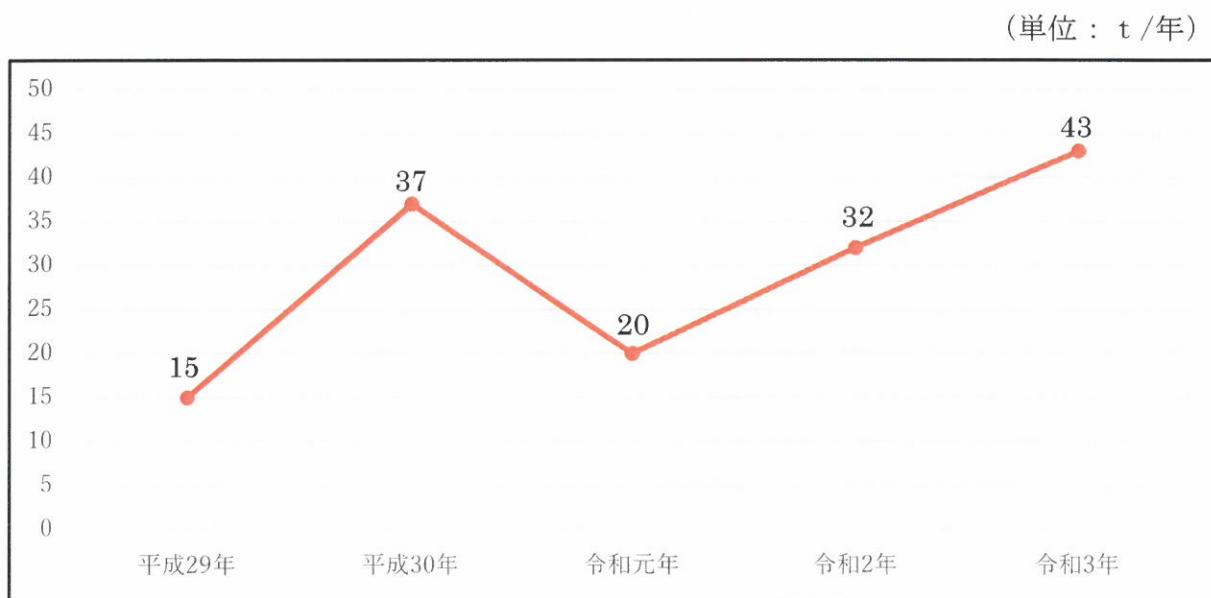
① 排出傾向

令和3年度に排出された直接搬入ごみ量は43tであり、1日平均では約0.12tである。

平成29年度から令和3年度まで増加傾向であるが、景気の動向と関係が見られるため先行きに関しては不透明である。

ごみ総排出量に対する直接搬入ごみ量の割合は約5%である。

過去5年間の直接搬入ごみ量を図3.2.6に示す。



② 直接搬入の要因

直接搬入は、各戸において清掃等による排出または、漁業等事業において排出されるものの傾向が多く見られる。収集日程が定められていることが大きな要因を占めていると考えられる。

本地域の直接搬入ごみ量を図3.2.7に示す。

(単位: t/年)

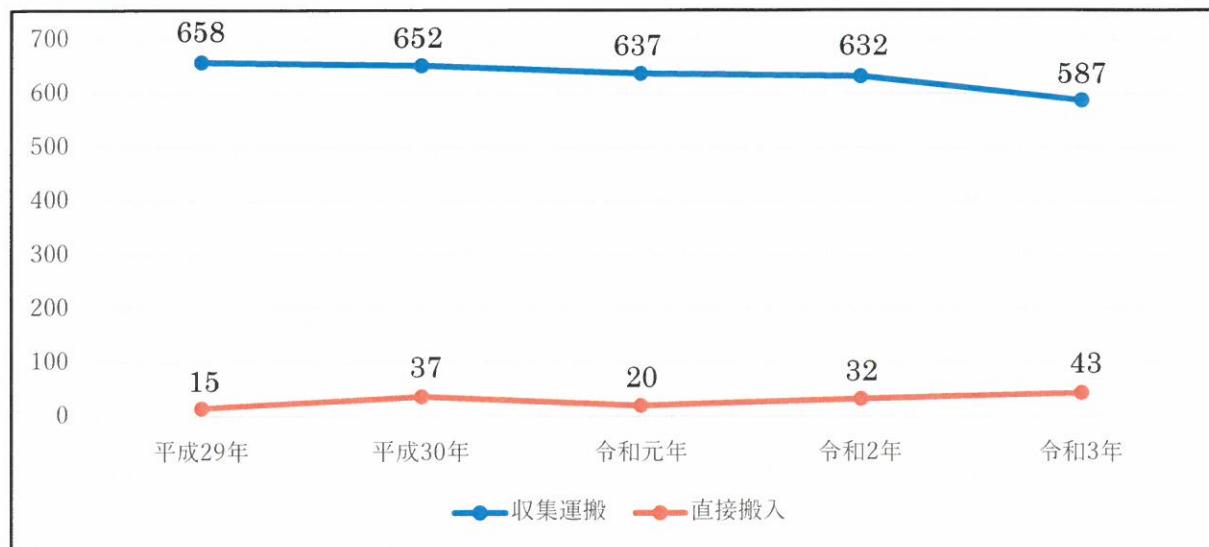


図3.2.7 本地域の直接搬入ごみ量

(4) 生活系ごみ量

ごみ排出実績：年間排出量 605 t、1日平均約 2 t（令和3年度）

ごみ排出傾向：平成29年度から令和2年度まで横ばい、その後の排出量は減少に転じた。

① 排出傾向

令和3年度に排出された生活系ごみ量は 605 t であり、1日平均は約 2 t である。

平成29年度から令和3年度まで過去5年間に排出された生活系ごみ量の傾向は、平成29年度から令和2年度にかけて横ばい、その後に減少している。

過去5年間では、平成30年度の排出量が最も多くなっており、令和3年度と比較すると 76 t が減少している。

また、ごみ総排出量に対する生活系ごみの割合は約 96% である。

過去5年間の生活系ごみ量を図3.2.8に示す。

(5) 事業系ごみ量

ごみ排出実績：年間排出量 25 t、1日平均約 0.07 t（令和3年度）

ごみ排出傾向：平成29年度から令和2年度まで横ばい、その後の排出量は増加した。

事業活動は景気に左右され、それに伴ってごみも排出される。

① 排出傾向

令和3年度に排出された事業系ごみ量は 25 t であり、1日平均では約 0.07 t である。

平成29年度から令和2年度までは横ばい、その後に増加している。しかし、景気の動向と関係が見られるため先行きに関しては不透明である。

ごみ総排出量に対する事業系ごみ量の割合は約 4% である。

過去5年間の事業系ごみを図3.2.8に示す。

(単位 t/年)

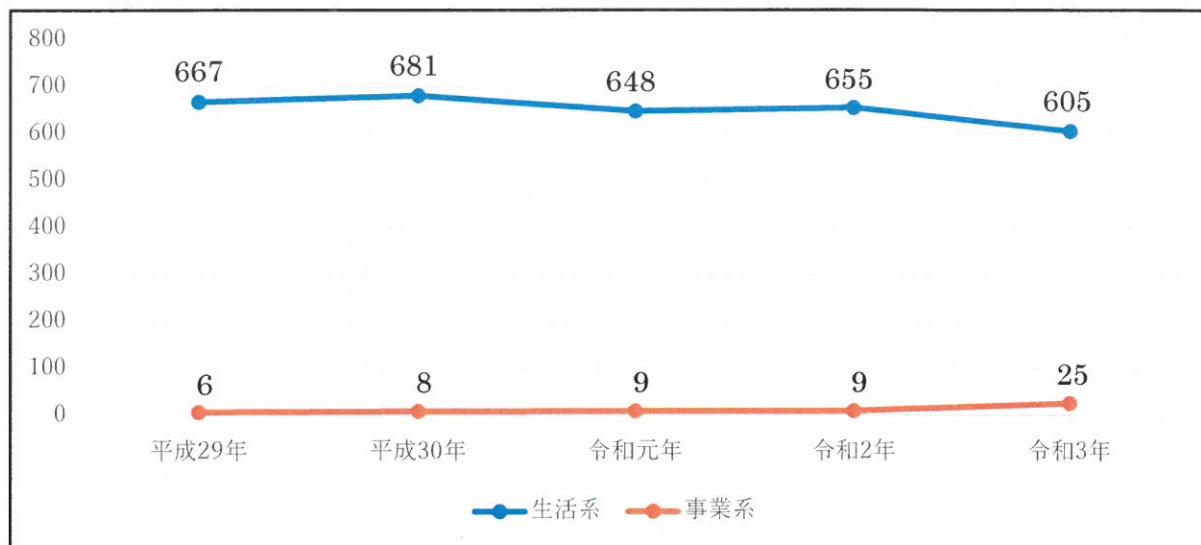


図 3.2.8 生活系・事業系ごみ量

(6) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、県内では低いものの全国よりは超えている。

本地域の令和3年度の1人1日当たり生活系ごみ排出量は907gである。(以下1人1日当たりの排出量を「原単位」という。)

直近の資料として算出されている令和2年度の全国の1人1日当たりの排出量は901g、青森県の排出量は993gである。本地域は青森県よりは低いが、全国よりは超えている。

各市町村の生活系ごみ量原単位を表3.2.9に示す。

表3.2.9 生活系ごみ量原単位

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
風間浦村	生活系ごみ量(t)	667	681	648	655	605
	1人1日排出量(g)	907	951	935	979	935
	人口	2,015	1,961	1,899	1,833	1,772
青森県	1人1日排出量(g)	1,002	1,002	1,003	993	—
全国	1人1日排出量(g)	920	919	918	901	—

※人口は村住民基本台帳(4月1日時点)から抜粋

(7) ごみ処理経費

本地域のごみ処理経費は、増加傾向にある。

本地域の令和3年度のごみ処理委託経費は90,014千円で増加傾向にある。これは最終処分場への埋立処分から資源化してリサイクル処理へと推移することに伴い、現在の最終処分場の埋立終了にむけて、水質検査等の維持管理を実施しているため、委託費が増加していることがあげられる。

表 3.2.10 ごみ処理経費

(単位：千円/年)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建設改良費	工事費	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0
	組合分担費	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	0	0	0	0	0
	処理費 収集運搬費	2,271	2,206	2,377	2,163	2,750
	最終処分費	639	351	394	286	297
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	37,478	36,992	37,723	39,199	38,979
	組合負担金	47,224	46,508	50,083	52,067	47,988
	調査研究費	0	0	0	0	0
	小計	87,612	86,057	90,577	93,715	90,014
	その他	0	0	0	0	0
合計		87,612	86,057	90,577	93,715	90,014

(8) ごみ発生量のまとめ

本地域のごみ発生量は、ほぼ横ばいである。

ごみ総排出量のうち、各種ごみ量の排出傾向を比較してみると、可燃ごみは減少傾向にあり、他はほぼ横ばい傾向を示している。

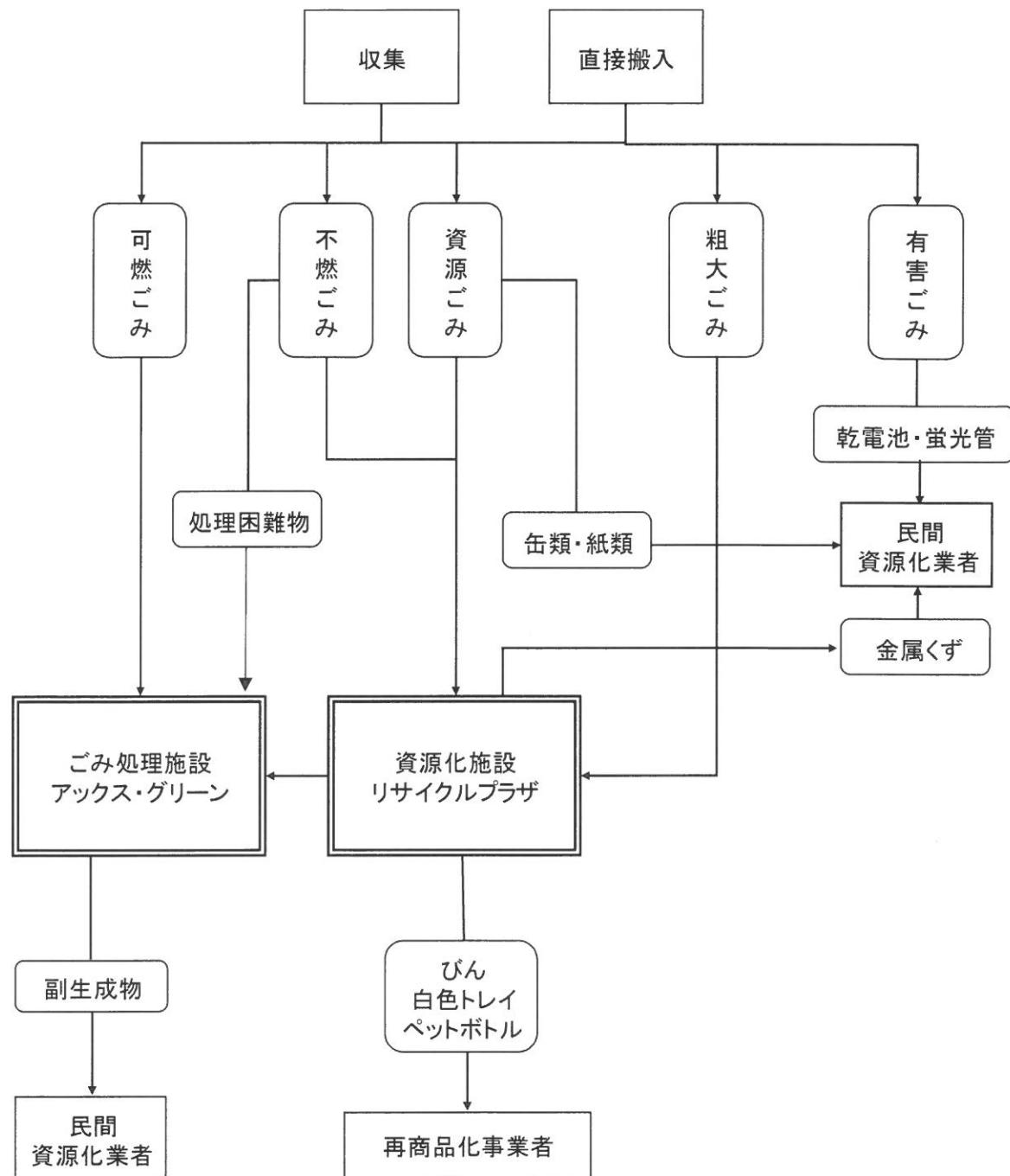
また、収集運搬ごみ量と直接搬入ごみ量の排出傾向を比較してみると、収集運搬ごみ量は減少傾向を示しているが、直接搬入ごみ量は令和3年度では大きく増加している。

さらに、直接搬入ごみ量と事業系ごみ量について、推移には景気の動向に左右されるが、廃棄物に対する環境負荷の法規制の強化等により、単純な傾向が示されにくくなっていると考えられる。

3. 処理の現況

(1) 処理の方法

現況をフローにまとめた。



(2) 処理量

① 中間処理量

一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」が建設されてから、ごみはほぼ全量中間処理している。

② 最終処分量

現在、最終処分場を使用していない。平成15年度以降、広域処理のため焼却残渣及び中間処理残渣は行っていない。

(3) 処理施設の状況

① 中間処理施設

本地域は広域的な中間処理施設として一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」が保有している。

② 最終処分場

最終処分場は本村でも保有しているが、最終処分場維持管理基準の改正に伴い使用不可能となり、現在は休止されている。

あとは埋立終了年度を延長して維持管理を適正に行っていくことが求められる。

表 3.3.1 本地域における最終処分場施設の状況

施設名称	処理対象廃棄物	埋設開始年度	残余容量 (m ³)	現状
風間浦村一般廃棄物 最終処分場	不燃・粗大他	1990 年度	5,469.6	埋設中

4. 減量化・資源化の現況

本地域では、「アクセス・グリーン」へ搬入し、プラスチック製容器包装(白色トレイ)、ペットボトル、びん(透明、茶色、その他)は、本地域で収集した全量を容器包装リサイクル協会指定の再商品化業者に処理を委託している。

ごみは溶融処理された後、溶融スラグと溶融メタルとして排出される。これらも資源として有効活用できることから本地域ではごみは全量資源化されている。

5. 将来計画の課題

ごみ処理は、将来において永続的に発生する問題である。生活系のごみ量は人口減少とともに減少していること、事業系ごみについては、法規制の観点からより一層産業廃棄物との線引きが明確化されていくこと、そして景気の不透明感からも減少することは明白である。資源ごみについては住民の協力を得て、さらなる量の増加、種類の活用などにより発展させていくことが望ましい。現在ごみ処理に掛かっている経費は年々上がっていることなどから、費用対効果の詳細な検討を行い、次期中間施設の建設もその方向性を見定めて身の丈に合った施設の建設等を望む。

高齢者の単身世帯、老夫婦世帯の増加など、本地域でも高齢者の割合が高まっている。これはこれからさらに多様化するごみの分別・排出について、在宅支援事業などの活用を図っていかなければ適正なごみの排出は難しくなると考えられる。

事業系については小売業者から大企業への一極集中が進み、多量排出事業者への対策が必須となってくると考えられる。

東日本大震災により新たに放射性物質の問題も検討しなければならない可能性も発生している。このことからごみ処理を取り巻く環境は刻一刻と変化していっているのである。

(1) 収集運搬

本地域の収集運搬は、委託業者により行われている。住民サービスの低下につながらないようにしっかりととした体制づくりが求められる。また、収集場所へごみ出さないで直接処理施設へ持ち込む住民の増加が著しい。これは、収集運搬の根幹を搖るがす課題となりえることからその対策も望まれる。

以下は収集運搬における課題である。

- ・ごみの減量化
- ・収集場所活用の周知徹底
- ・分別収集の徹底
- ・衛生的、効率的な収集体制の確立
- ・収集サービスの向上
- ・雪害に対応した排出方法、収集方法の検討
- ・収集運搬・搬入の体系

(2) 中間処理

本地域では「風間浦村一般廃棄物処分場」を用いて焼却処理を行っていたが、平成15年3月より焼却炉を廃止し、下北地域広域行政事務組合の施設での処理に移行している。

(3) 最終処分

本地域では蛇浦地区にある最終処分場を管理しているが、平成15年4月から下北一般廃棄物等処理施設（アックス・グリーン）で焼却処理を行うようになってからは、最終処分場への焼却残渣等の搬入はなくなっている。本地域の最終処分場は、休止状態とは言え維持管理の重要性はある。

以下は最終処分における課題である。

- ・ごみの飛散防止
- ・維持管理の徹底
- ・施設周辺の影響対策
- ・地下水及び近隣河川の水質監視強化
- ・跡地利用

(4) 減量化・資源化

減量化・資源化における課題として、事業系資源ごみの掘り起しが喫緊の課題である。また、住民からの資源ごみ量の減少が見られることから、さらなる啓蒙活動の促進が必要であると考えられる。

以下は減量化・資源化における課題である。

- ・分別収集の細分化
- ・減量化、資源化の啓蒙活動の推進
- ・地域ぐるみの減量化、再資源化活動等の支援強化
- ・地域イベント等でのPR
- ・減量化・資源化施策の推進
- ・資源化ルートの確保と充実に努め、再生利用推進のための制度の整備

これらの資源ごみの回収・分別の効率を上げ、有効活用できる施設の整備が下北地域一般廃棄物処理施設に求める事項となる。

第4章

ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

本章においては、本地域の処理対象及びその基本姿勢を設定する。

1. 計画処理量の設定

本地域のごみ処理対象物は、生活系ごみ、事業系ごみ、それぞれ排出されるごみ量を予測して合計したものを計画処理量として設定する。

事業系ごみ量は、実績ベースの予測式に基づき推計するが、生活系ごみは、生活系ごみ量原単位と予測される人口により求める。

計画処理量の算定に必要なごみ量の予測については、2. ごみ処理対象人口、3. ごみ排出量の予測において詳述する。

本地域の計画処理量を表4.1.1に、計画処理量の推移を図4.1.1に示す。

本地域の計画処理量は、令和5年度から令和14年度まで減少していくと予測される。

目標年度（令和14年度）における計画処理量は509t/年

表4.1.1 計画処理量の合計

(単位:t/年)

令 和 計 画	実績	予 測												
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
風間浦村計	664	630	618	606	594	583	572	561	550	540	529	519	509	目標年度
生活系ごみ	655	605	593	581	569	558	547	536	525	515	504	494	484	
事業系ごみ	9	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
集団回収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

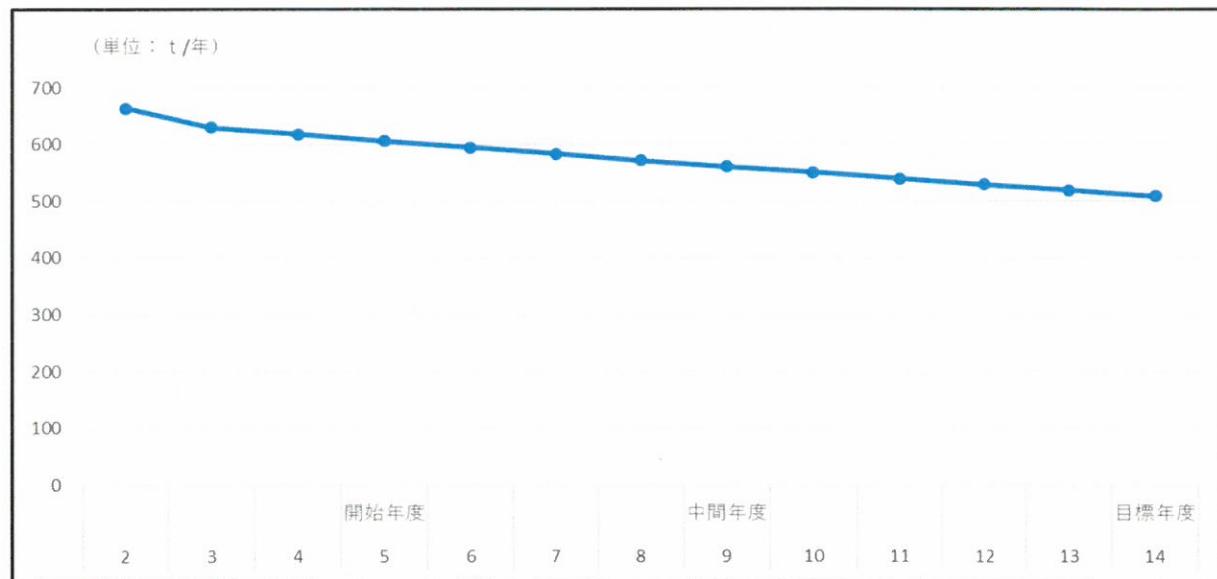


図4.1.1 計画処理量の推移

2. ごみ処理対象人口の予測

本計画におけるごみ処理対象人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用い、他の年度は増減率から推計する。

予測は村で実施し、それらの合計を本地域のごみ処理対象人口とする。

ごみ処理対象人口

本地域のごみ処理対象人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いて推計された市町村人口を合計することによって求められる。

本地域および下北地域のごみ処理対象人口の推移と目標年度（令和 14 年度）における人口構成を図 4. 2. 1 及び表 4. 2. 2 に示す。

予測される計画ごみ処理対象人口は、令和 2 年度から令和 14 年度まで減少すると予測される。

ごみ処理対象人口の構成は、下北地域内で本村は 2 % と最も少ない。

目標年度（令和 14 年度）における計画ごみ処理対象人口は 1,237 人

表 4. 2. 1 ごみ処理対象人口

(人)

令和	実績	予測												
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
計画				開始年度					中間年度					目標年度
風間浦村	1,636	1,698	1,654	1,609	1,565	1,521	1,479	1,437	1,395	1,353	1,311	1,272	1,237	
下北地域合計	68,200	68,248	67,323	66,401	65,479	64,526	63,572	62,621	61,667	60,714	59,733	58,755	57,793	

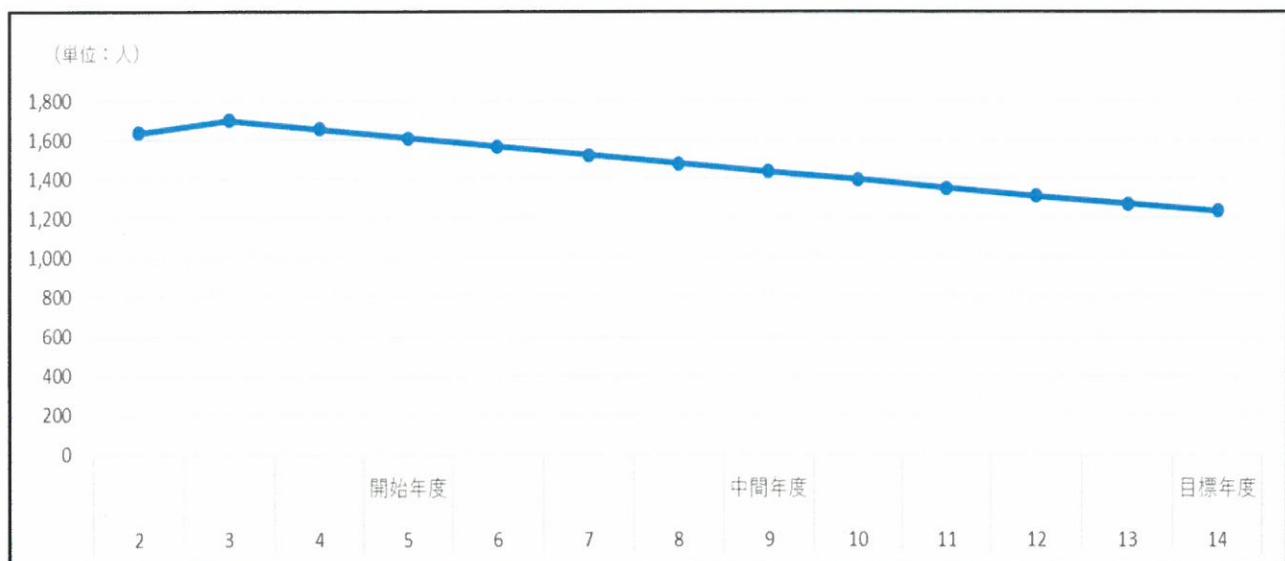


図 4. 2. 1 ごみ処理対象人口の推移

表 4.2.2 ごみ処理対象人口の構成

令 和 度 計 画	実績	予 測												
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
風間浦村		開始年度							中間年度					目標年度
風間浦村	2.39%	2.48%	2.45%	2.42%	2.39%	2.35%	2.32%	2.29%	2.26%	2.22%	2.19%	2.16%	2.14%	

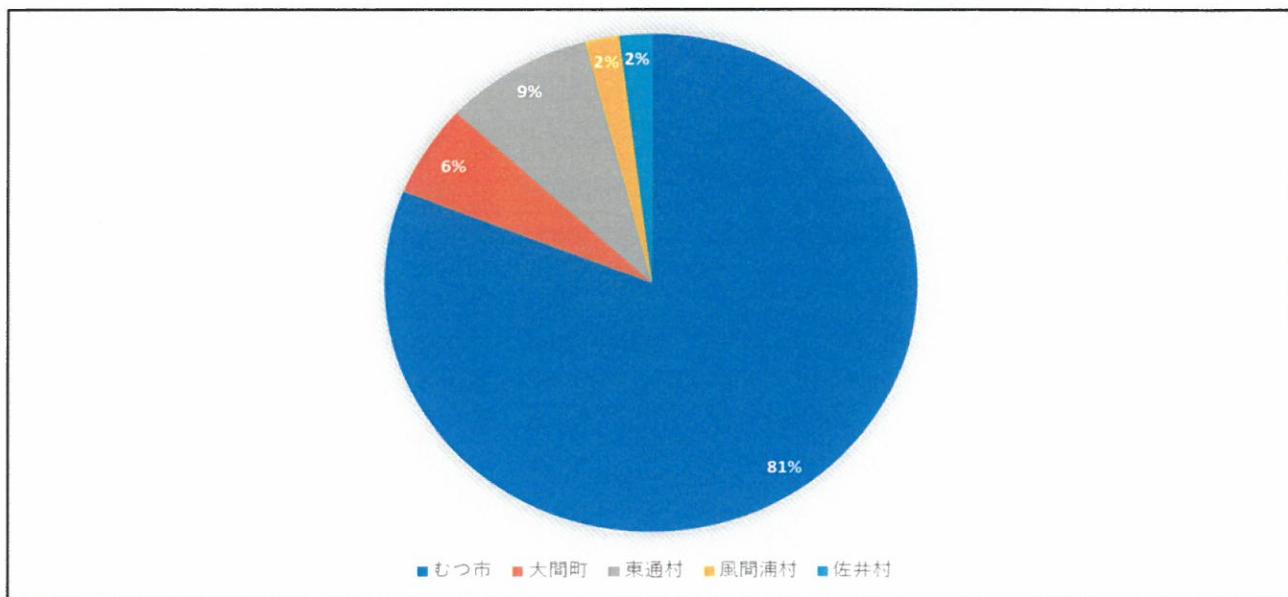


図 4.2.2 下北地域ごみ処理対象人口の構成（令和13年度）

3. ごみ排出量の予測

本計画における村のごみ排出量予測は、実績ベースを用いて推計する。

予測は、生活系ごみと事業系ごみを実施する。生活系ごみ量と事業系ごみ量の合計によってごみ量とする。

なお生活系ごみ量は、過去3年（平成30年から令和2年度）の実態調査の生活系ごみ原単位値の平均がそのまま推移すると予測して、生活系ごみ原単位と本章の2. ごみ処理対象人口の予測で求めた人口を積算して求められる。

事業系ごみ量について、総排出量中の事業系ごみの割合が人口減少率を直近の事業系ごみ量に積算して求められる。事業系ごみ量は変動が大きいため、過去3年（平成30年から令和2年度）の平均値がそのまま推移すると予測する。

ごみ排出量

本地域の予測される生活系ごみ量及び事業系ごみ量の各量の合計によって求められる。

本地域の生活系ごみ原単位を表4. 3. 1に、生活系ごみ量を表4. 3. 2に、事業系ごみ原単位を表4. 3. 3に、事業系ごみ量を表4. 3. 4に示す。また本地域の生活系ごみ量の推移、事業系ごみ量の推移を図4. 3. 1及び4. 3. 2に示す。

生活系ごみ量及び事業系ごみ量は年々減少していくと予測される。

目標年度（令和14年度）における生活系ごみ量は430t、事業系ごみ量は15t

表4.3.1 生活系ごみ原単位

(単位: g /一人一日当たり)

	実績		予測												
	平成、令和 30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
計画						開始年度				中間年度					目標年度
風間浦村	951	935	979	955	955	955	955	955	955	955	955	955	955	955	955

表4.3.2 生活系ごみ量

(単位: t)

	実績		予測												
	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
計画					開始年度				中間年度						目標年度
風間浦村	585	592	577	561	546	530	516	501	486	472	457	443	430		

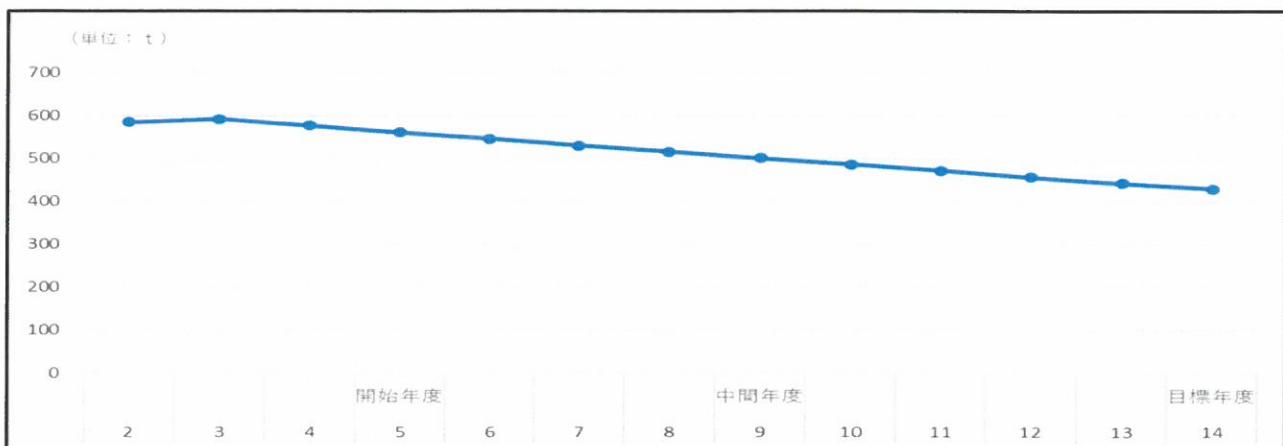


図 4.3.1 生活系ごみ量の推移

表 4.3.3 事業系ごみ原単位

(単位：g /一人一日当たり)

	実績			予測											
	平成、令和	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
計画						開始年度				中間年度					目標年度
風間浦村	8	9	9	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	32	33

表 4.3.4 事業系ごみ量

(単位：t)

	実績			予測										
	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
計画				開始年度				中間年度						目標年度
風間浦村	9	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

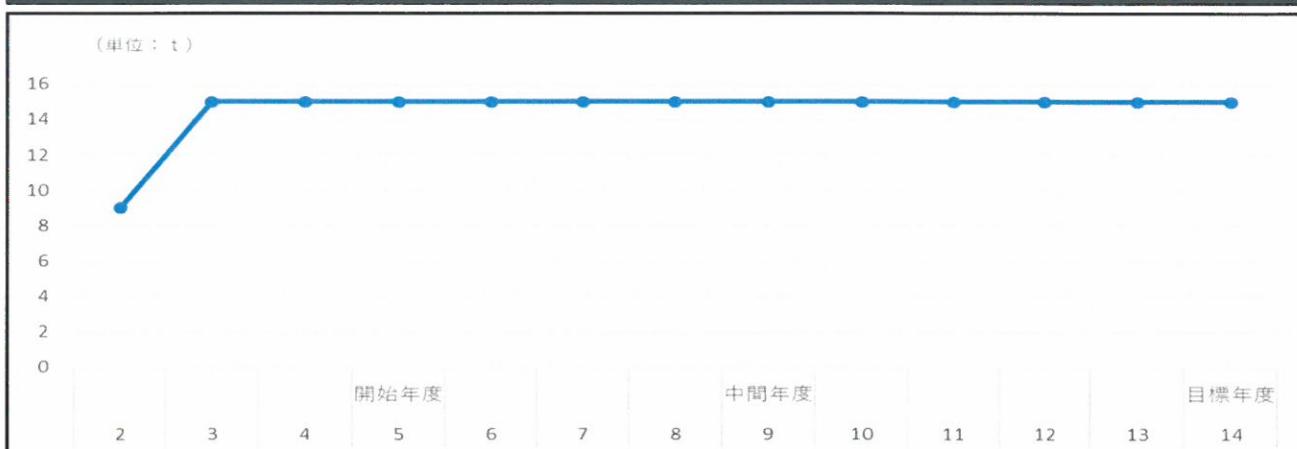


図 4.3.2 事業系ごみ量の推移

4. 総資源化量の排出予測及びリサイクル率の予測

本地域は、溶融処理を行える中間処理施設「アックス・グリーン」が建設されたことにより、溶融処理を行った後に排出される溶融スラグおよび溶融メタルも資源として有効活用される。このため計画処理量から総資源化量を推計し、ごみ処理の指標の一つであるリサイクル率を予測する。

(1) 総資源化量

本地域の総資源化量は、溶融処理を行った後の溶融スラグおよび溶融メタル、溶融処理中に排出される副生成物、缶、びん、ペットボトルの資源ごみ等いろいろな過程で発生する資源を合計して求められる。

住民の分別から発生する資源ごみについては増減の幅があるため直近3年の平均値と予測する。

溶融スラグ等や副生成物に関しては計画処理量に比例するため、計画処理量を基に予測する。

総資源化量の排出予測を表4.4.1に、総資源化量の推移を図4.4.2に示す。

目標年度（令和14年度）における資源化量は129t/年

表4.4.1 総資源化量の排出予測

（単位：t）

令 和 年 度	実績	予 測												
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
計 画				開始年度					中間年度					目標年度
風 間 浦 村	165	162	159	156	153	150	147	144	141	138	135	132	129	

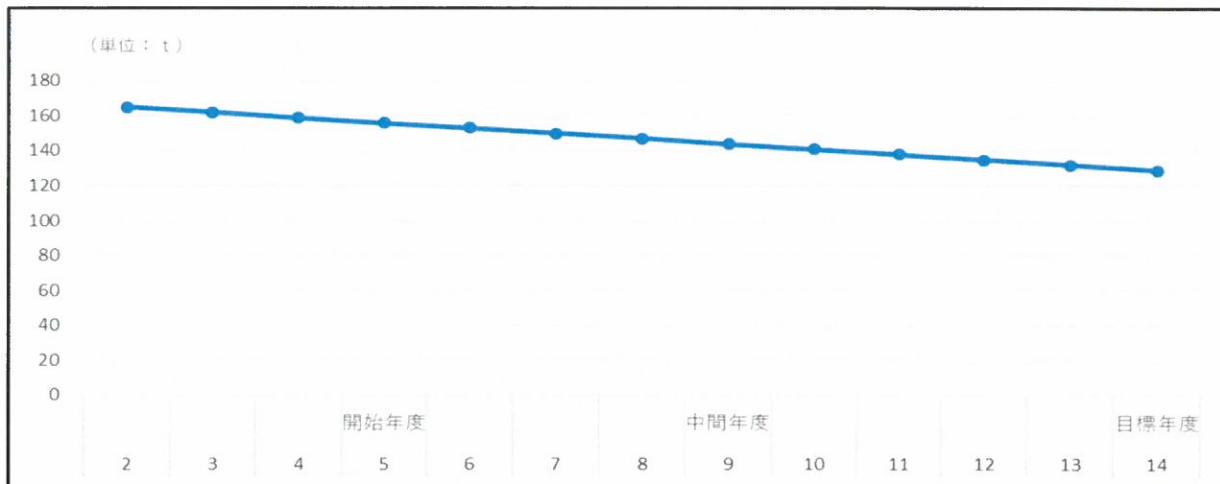


図4.4.2 総資源化量の推移

(1) リサイクル率

ごみ処理においてリサイクル率向上は喫緊の問題である。リサイクル率が向上すれば、ごみは再商品化または資源化されていると考えることができるからである。

計画処理量と総資源化量によりリサイクル率を推計する。

リサイクル率の予測を表 4.4.3 に、リサイクル率の推移を図 4.4.4 に示す。

目標年度（令和 14 年度）におけるリサイクル率は 27.9%

表 4.4.3 リサイクル率の予測

(単位：%)

令 和 度 計 画	実績	予 測												
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
風 間 浦 村				開始年度					中間年度					目標年度
	22.8	25.6	25.8	26.0	26.2	26.4	26.6	26.8	27.0	27.2	27.4	27.6	27.9	

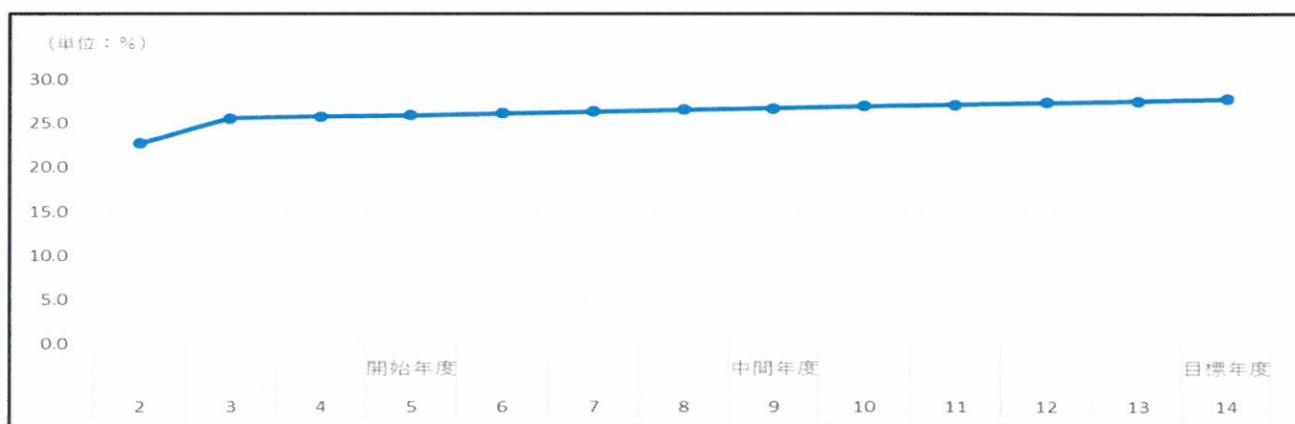


図 4.4.4 リサイクル率の推移

5. 削減に向けた目標

本地域では、ごみ処理対象人口が減少していく予測であることから、計画処理量も減少していくことが予測される。そのため、排出抑制という点においては、ごみ量自体は減っていくことになる。

よって、本地域における目標は生活系ごみ原単位とリサイクル率を基本とする。

(1) 生活系ごみ原単位

令和 2 年度 979 g 令和 14 年度 955 g

(2) リサイクル率

26%以上を維持及び達成することとする。

6. 排出抑制計画

ごみの減量化・再生利用を図るため、住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、協調できる体制を確立するとともに、排出抑制策を含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進する。

(1) 検討施策

排出抑制の啓蒙活動、資源回収については、本地域内で連携を深めて実施していくものとする。

以下に排出抑制の検討施策を提示し、これらを実施計画の中で具現化することとする。

《検討施策》

○ ごみの適正な搬入

産業廃棄物が一般廃棄物に混入して持ち込まれるケースが散見される。これは、産業廃棄物の規定がよくわからずに出しているケースもある。また、テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン等全国的な処理方法が確立されているケースもある。このことから、日々ごみ処理を取り巻く環境は変化し、その都度適正に対応しなければならない。現状のまま、日々に追われて処理するのではなく、常に情報を収集し、法を遵守して、効率的な対応を心掛けていくこととする。

○ 広報・啓発・教育・指導

ごみの排出抑制は、ごみの排出者自身が意識を持って取り組まなければ実効を上げることが出来ないものであるため、その意識の醸成が最も重要である。従って、活字媒体だけにとどまらず、あらゆる広報媒体を利用した啓発活動や環境教育（学校、社会、家庭）、研修会、講演会、現場指導、イベント開催等を実施する。

○ 助成・支援

排出抑制のためには、短所ばかりでなく長所を伸ばすような施策の導入も必要である。

生ごみ処理容器の購入及び減量活動功労者表彰、減量活動助成制度等についても検討を進めることとする。

事業系に多く含まれる紙類の資源化に向けて、先進事例を参考に事業者と行政が一体となって検討を進めることとする。

(2) 計画推進体制

住民、行政、事業者のそれぞれがその役割を適切に担うとともに、三者が一体となった積極的なごみ減量化推進体制を確立する。

7. 处理計画

(1) ごみ処理の基本方針

本地域の過去の実績を見ると、ごみ排出原単位が高く、将来的にも全国、青森県の減少率から乖離していくことが懸念される。

抜本的な対策として排出抑制計画を促進していく施策が肝要となる。

また、排出抑制対策を十分に行ったとしても排出されるごみが全く無くなるということはあり得ず、排出され資源化されたものを公共事業において活用するなど積極的に活用していくよう努めなければならない。

このような状況を踏まえ、次の2点を基本方針として廃棄物循環型社会の構築を図るものとする。

- 処理・処分効率の向上
- 効率の優れた運営手法による行政サービスの提供

(2) 収集運搬計画

① 収集運搬の主体

収集は村または排出者が主体となって行うものとし、村により行う収集は、各集落における住民の日常の家庭生活から発生する家庭系ごみとする。

また収集の実施は、住民にとって最も効率の優れた方法を選択するものとする。

② 分別収集

本地域においてはすでに分別収集計画が策定され、容器包装リサイクル法の完全実施に則った分別収集を行うこととしている。

③ 収集運搬

《容器包装リサイクル法への対応》

基本的に、容器包装リサイクル法施行に合わせた分別収集を行う。

リサイクル施設の供用に併せ、施設の受け入れ方法との整合が望ましい事項については、住民の協力を得て適正な排出を推進する。

④ 排出者による収集運搬

事業系ごみ、一時多量ごみ等は、排出者自ら搬入し、収集ごみと同じ分別区分に倣いその徹底を図る。

(3) 中間処理計画

本地域にあるごみ焼却施設は平成15年4月で廃止されており、現在は下北地域広域行政事務組合の施設である「アックス・グリーン」にて中間処理を実施している。

旧焼却施設については、早期解体・撤去が望まれる。なお、当該解体跡地に廃棄物処理施設を整備する場合、循環型社会推進交付金の活用を見込むことができるところから、旧焼却施設跡地の活用方法を引き続き検討しつつ、適切な時期に解体・撤去を行うこととする。

(4) 最終処分計画

① 最終処分場の適正管理

本村の最終処分場については、今後も適正に維持管理を行うものとする。

② 最終処分場の終了

本村の最終処分場は閉鎖に向け、適正な維持管理を行うために必要な体制を整備し、地下水、保有水及びダイオキシン類等の測定を的確に行う。

また、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により住民の理解と信頼を高めるように努める。

第5章

地域環境保全計画

第5章 地域環境保全計画

第4章ごみ処理基本計画に基づき、ごみの不法投棄や自家焼却などによる環境への負担が増加しないように地域環境の保全に努める。

1. 地域美化計画

本地域の各市町村においては、①捨てさせないための未然防止対策、②散乱させないための受け皿整備、③常に美しく保つための清掃活動の三要素を組み合わせて散在ごみへの総合美化対策を推進する。

(1) 未然防止対策

地域環境をごみの散乱から防止するために「人の行動を誘導したり抑制したりする。」ことは有効であるが、必ずしも「ごみを捨てさせない。」ようにできるとは限らない。

ごみの散乱を防止するために「人の行動を誘導したり抑制したりする。」だけでなく、その前段階ともいえるごみになるものを持ち込ませない、販売しない、あるいはごみを捨てられそうな場所に立ち入らせない等、人がごみを散乱させる可能性を低下する施策の展開を図る。

(2) 回収容器の設置

人が集まりごみが発生するような場所では、回収容器を設置する等の適正な管理を促進する等回収・管理体制の構築を図る。

(3) 清掃活動

清掃活動は、どうしても散乱してしまうものを除去するという最後の対策であると同時に、その場所を美しく保つことによって散乱を未然に防止するという積極的な意味をも併せ持っている。

「ごみを捨てない」という極めて当然のマナーを身につけてもらうには、実際に落ちているゴミを拾うことが最も効果があると考えられるため、住民参加による定期的な清掃活動の実施を図ると共に、これによって回収された廃棄物を積極的に受け入れること等による支援をも推進することとする。

2. 広報・啓発活動

広報・啓発活動が可能となるようにその基礎資料として、ごみ処理実態の把握に努め、適正な評価を行う。また、相互の情報伝達により地域が一体となった取り組みを活性化する。

3. 情報管理計画

ごみの発生・排出の段階から処理・処分に至るまでのデータを体系的に整理する。

そしてホームページなどを用いて公表することにより、広く住民に周知を促し、関係団体へ情報提供に努めることとする。